

とも く 共に暮らそう。

へいせい ねん がつ にち しょうがいしゃさべつかいしょうほう
平成 28 年 4 月 1 日からはじまった「障害者差別解消法」は、
しょう ひと ひと たが ひと みと あ
障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、
とも い しゃかい めざ
共に生きる社会をつくることを目指しています。

